

札幌市市有施設照明LED化事業（スポーツ施設ほかブロック） 企画競争評価基準

1 本書の目的

本書は、「札幌市市有施設照明LED化事業（スポーツ施設ほかブロック）」（以下「本事業」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 評価の実施主体

本事業に係る企画提案書の審査・評価は、札幌市（以下「本市」という。）が設置する「札幌市市有施設照明LED化事業に係る企画競争実施委員会」（以下「評価委員会」という。）において行う。

3 評価方法

委員は、「札幌市市有施設照明LED化事業（スポーツ施設ほかブロック） 提案説明書」、「札幌市市有施設照明LED化事業（スポーツ施設ほかブロック） 仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、獲得点数の最も高い企画提案者を契約候補者とする。

なお、応募者（「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」）は、当該事業に別で応募する「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」との重複は認めない。

4 評価手順

(1) 評価

企画提案書に基づき、ヒアリング評価を行い、評価後、各委員は採点を行う。

(2) 契約候補者の決定

ヒアリング評価の得点に基づき、契約候補者を選定する。

(3) 企画提案書の提出が原則6者以上の場合

企画提案者が原則6者以上の場合は、ヒアリング評価前に書類審査を実施する。書類審査は提出された企画提案書等の内容に基づき、後記6「評価基準」により行い、評価点の上位5者をヒアリング評価の対象者として選考する。

なお、書類審査の評価点が同点となりヒアリング評価の対象者が5者を超える場合は、後記6「評価基準」に定める「(3)経済的評価」および「(4)その他有効な提案」の評価点の合計を参考に、実施委員会での協議により候補者を選考する。

5 評価の方法

実施委員会は、評価基準を基に、実施体制、技術提案、経済性、その他提案、について、総合的に企画提案書の評価を行う。

(1) 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

評価点が同点の場合は、後記6「評価基準」に定める「(3)経済的評価」および「(4)その他有効な提案」の評価点の合計を参考に、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

(2) 評価点の平均が60点に満たない場合

評価点の平均が60点に満たない場合は、失格とする。

- (3) 企画提案書の提出が1者からのみであった場合
企画提案者が1者の場合でも評価・選定を行う。
- (4) 別事業への参加について

当該事業の契約候補者として選定された「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」は、別に審査を実施する「札幌市市有施設照明LED化事業（市民利用施設ほかブロック）」及び「札幌市市有施設照明LED化事業（文化・福祉施設ほかブロック）」の応募者（「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループの構成員（機器調達役割を除く）」）として参加することを認めない。なお、各事業の評価順番は追って通知する。

6 評価基準

各評価基準と配点は別表のとおりとする。

(1) 事業実施体制評価

ア 代表企業を含む構成員の市内中小企業割合

代表企業を含む構成員のうち、市内に本店又は主たる営業所を有する中小企業※（以下「市内中小企業」という。）の占める割合により評価を行う（複数の役割を担う構成員については役割ごとに1者として割合を算定する。）。

※中小企業とは、「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの」又は「中小企業基本法を除くその他政令等に基づく中小企業に該当するもの」、若しくは「本市の競争入札参加有資格者名簿（提案書を提出時点での最新名簿）の企業区分が中小企業であるもの」のいずれかに該当するものをいう。

イ 代表企業の過去10年間における事業実施実績

以下の(ア)、(イ)のいずれかの実績について評価する。

- (ア) 代表企業（事業役割）のESCO事業の実施実績（提案のみを除く。）を評価する。（平成27年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了しているもの又は1年以上の事業期間が経過したものに限る。）

本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続を行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

評価は、様式に記載のESCO実績について、その件数（契約書の写し等により確認できるものに限る。）により行う。

- (イ) 代表企業の大規模な照明設備LED化工事（照明器具の台数として500台以上、又は1,000台以上のLED化を実施する工事（元請の場合に限る。））を実施した実績を評価する。（平成27年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了しているもの又は1年以上の事業期間が経過したものに限る。）

評価は、様式に記載の大規模な照明設備LED化工事の実績について、その件数（契約書の写し等により確認できるものに限る。）により行う。

ウ 市内中小企業の予定作業割合

事業による照明器具作業台数に占める、市内中小企業の作業台数の割合を評価する。評価の対象となる数値は、作業実施役割を担う構成員及びその一次下請業者のうち、市内中小企業に該当する企業が作業する照明器具の台数を、本事業でLED化する照明器具の総作業台数で除した数値とし、2分の1以上となるような体制を確保すること。

なお、一次下請業者の作業台数は、その二次下請業者以降が作業する台数を含めるものとする。

また、下請業者の作業割合は予定であり、やむを得ない事情があるときは、当初

予定から一次下請業者の作業台数変更を認める。

(2) 技術的評価

ア 作業管理及び品質管理に関する留意点及び対策

作業管理（施工図面、作業計画及び進捗管理等）の内容・品質管理（各工程で求められる仕様確認等）の内容に関する留意点が具体的に示されているかを評価する。

イ 安全管理及び緊急対応に関する留意点及び対策

安全管理（作業者及び施設利用者等の安全対策）・緊急対応（災害・事故・突発的な事態等が発生した時の対応）に関する留意点が具体的に示され、効果的な対策が講じられているかを評価する。

ウ 照明の品質、省エネ効果に関する留意点及び対策

照明の品質（規格・耐久性等）、省エネ効果（消費電力、調光機能、人感センサー設置等）に関する留意点が具体的に示されているかを評価する。

(3) 経済的評価

ア 投資回収年数

投資回収年数が最も短い提案を30点とし、各提案を以下の式で算出し評価する。

$$(\text{最も投資回収が最短の提案}) \div (\text{各提案}) \times 30$$

(4) その他有効な提案

ア アスベストへの理解及び対策の実施手法及び体制

アスベストへの理解及び対策の実施手法（事前調査、施工計画、実施時の対応等）や体制（資格者の配置、現場管理等）に関する提案に対して評価する。

イ 施設運営への配慮点及び調整方法

施設運営への配慮点（作業時間、騒音、作業スペースへの配慮等）及び調整方法（調査、実施時におけるコミュニケーション手法等）に関する提案に対して評価する。